

国連 CEFACT 標準準拠
中小企業共通 EDI 標準仕様書
＜ver0.2_r2_draft_2017-12-11＞

中小企業庁

平成 28 年度経営力向上・IT 基盤整備支援事業

(次世代企業間データ連携調査事業)

事務局

2017-12-11 ver0.2_r2_draft

目次

はじめに	1
1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について	3
1. 1. EDI フレームワークと EDI 標準体系	3
1. 2. 中小企業共通 EDI 標準体系について	3
1. 3. 中小企業共通 EDI 標準構成文書の概要	4
1. 4. SIPS 業界横断 EDI 仕様と中小企業共通 EDI 標準の管理・保守	5
2. 中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様	6
2. 1. 相互連携性仕様の必要性	6
2. 2. 相互連携性標準化のための前提	7
2. 3. 業務アプリの情報項目の相互連携性区分	7
2. 4. 業務アプリの業務連携性仕様カテゴリー	8
2. 5. 相互連携する業務アプリの組合せについて	9
2. 6. 相互連携性対応についての登録と公開	10
<付表> 中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表	11

2017-12-11 ver0.2_r2_draft

はじめに

企業間の受発注業務を含むデータ連携については、FAX・電話等によりやり取りされているか、情報化されていても複数の独自システムが構築されるなどにより業種の垣根を越えたデータ連携システムが存在しないことから、次のような問題が生じている。

- ・取引先ごとにシステムが異なるため、多画面（多システム）を使用しなければならず手間がかかる問題
- ・取引形態の変化に応じて新たなシステム投資が必要となる問題
- ・上記の結果として、例えば受発注業務において、銀行口座への送受金の情報と受発注の情報が別のシステムで動いていて連携できないためこれを手動でひも付ける作業をしなければならない上に、過去の受発注の情報が散逸してデータが蓄積されず当該ビッグデータを経営に利活用できていない問題

このような問題を解決することによって、中小企業の生産性をより一層向上させることが期待できる。

このため、中小企業庁は平成28年度経営力向上・IT基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）において業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会（以下「整備委員会」という。）を立ち上げ、業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様、データ連携システムを用いて企業にデータ連携サービスを提供するサービスプロバイダーの要件等に係る調査を実施し、企業の業務の効率化及び業務情報の利活用を可能にする情報基盤の整備を図ることとした。

本事業における業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様については、本事業の受託事業者であるITコーディネータ協会の提案による国連CEFACT国際EDI標準準拠の「中小企業共通EDI仕様v3.1」を原案とし、当該案に基づき実施した業種・地域の異なる12件の実証プロジェクトの成果を反映するとともに、本事業の成果が事業終了後においても活用され、普及することによって中小企業の生産性をより一層向上させるという本事業の目的を踏まえ、より多くの関係者、とくに受発注システムを利用する企業、受発注システムを開発・提供する企業、業界標準システムを開発・提供する業界団体等の意見を採り入れるために平成29年12月11日から平成30年1月10日までの間、パブリックコメントを求めた。この度、パブリックコメントの結果を踏まえた「中小企業共通EDI標準（案）」を整備委員会において審議し、「中小企業共通EDI標準（初版）」として取りまとめたので公表することとした。

業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会メンバー（順不同）

【委員】

岡田 浩一	明治大学 教授<委員長>
岩瀬 守	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部経営支援企画課長
田代 秀一	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）国際標準推進センター長
小松 靖直	日本商工会議所 情報化推進部長
青山 淳	全国商工会連合会 組織運営部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会 政策推進部副部長
松島 桂樹	ロボット革命イニシアティブ協議会（RRI）中堅・中企業 AG 委員会 主査
西岡 靖之	インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ（IVI）理事長
続橋 聡	一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部
小木曾 稔	一般社団法人新経済連盟 事務局（政策統括）
常山 勝彦	一般社団法人日本 IT 団体連盟 政策委員
水谷 学	一般社団法人日本コンピュータソフトウェア協会（CSAJ） 筆頭副会長
田原 幸朗	一般社団法人情報サービス産業協会（JISA） 理事
萩原 隆	一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） インターネットトラストセンター 副センター長
山口 省藏	日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 副センター長
鈴木 孝太郎	一般社団法人全国銀行協会 三菱東京 UFJ 銀行 事務企画部次長
坂本 真人	一般社団法人流通システム開発センター 主任研究員
遠城 秀和	国連 CEFAC バリテーション領域コординエータ ISO TC68 セキュリティおよび意味 情報データモデル委員
菅又 久直	ビジネスインフラ研究所 所長<技術部会長>
川内 晟宏	プロセス経営研究所 代表<プロジェクト部会長>
藤野 裕司	株式会社データアプリケーション エグゼクティブコンサルタント
廣門 伸治	電化皮膜工業株式会社 マネージャー
市村 弘一	市村酸素株式会社 専務取締役

【オブザーバー】

一般社団法人全国銀行協会
 一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会（JAFIC）
 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
 経済産業省経済産業政策局産業資金課
 経済産業省製造産業局総務課
 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課
 中小企業庁金融課

1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について

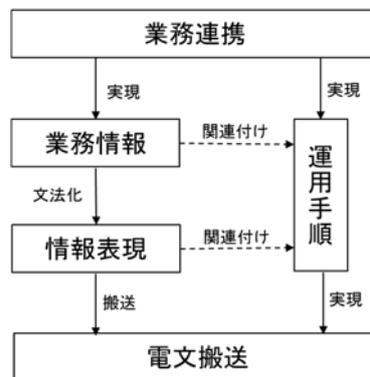
1. 1. EDI フレームワークと EDI 標準体系

EDI フレームワークは次世代電子商取引推進協議会（ECom）において図表 1.1 により定義されている。

企業間の情報交換（EDI）は、企業間で合意した「業務連携」において、合意された「業務情報」を、合意された「情報表現方式」で、合意された「運用手順」に従い、合意された「電文搬送方式」の上で行われるとされている。これらの各要素は独立しており、利用に際しては多様な組み合わせで実装されている。

一部の大手業界では「業務情報」、「情報表現」について EDI 情報項目の業界仕様が策定され、合意のための協議の簡略化を図っている。「電文搬送」については国際 EDI 通信標準としてすでに提供されている複数の仕様から選択し、これらを取りまとめて業界 EDI 標準を制定している。

これに対し「業務連携」、「運用手順」は当事者間の協議に任されていた。この協議は取引する関係企業各社の社内業務システム、および固有取引手順の整合が必要であり、このために長時間の調整が必要であった。

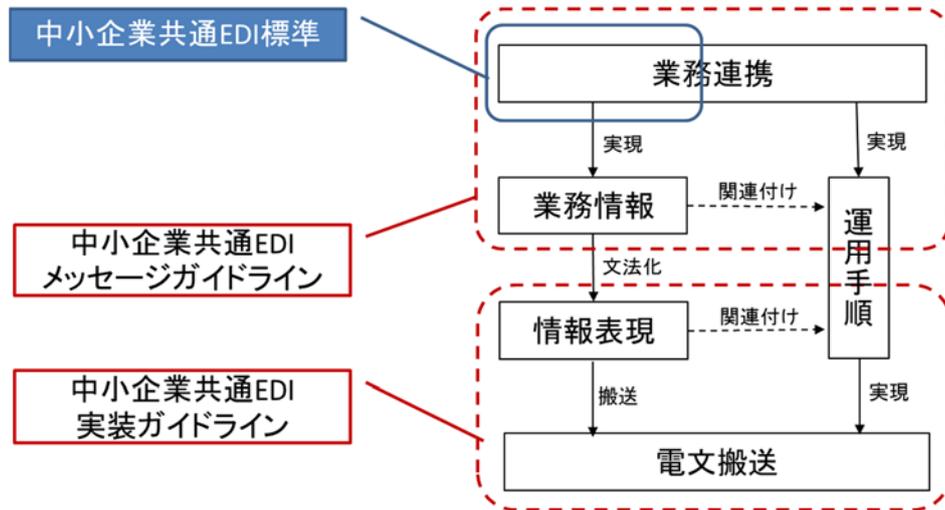


図表 1.1 EDI フレームワーク

しかし中小企業がこれらの仕様を理解し、発注者と受注者が協議して接続条件を合意することは困難である。中小企業へ EDI を普及するためには取引当事者間の協議を最小限にする手段の提供が必要である。中小企業共通 EDI 標準はこれら課題の解消を目的として制定された。

1. 2. 中小企業共通 EDI 標準体系について

中小企業共通 EDI は中小企業の紙取引のデジタル化による生産性向上を目的として開発を進めてきた。中小企業共通 EDI 標準は中小企業の EDI 導入を容易にするために、図表 1.2 に示す体系で標準化と文書化を進めている。



図表 1.2 中小企業共通 EDI のフレームワーク

これまで取引当事者間の協議に任されてきた「業務連携」について、異なる IT ベンダー製の業務アプリケーション間の EDI 情報交換を簡単に実現するため、相互連携性仕様を新しく規定することとし、これを「中小企業共通 EDI 標準」（初版）として公開することにした。

中小企業共通 EDI メッセージガイドラインは中小企業共通 EDI 標準と連携して中小企業共通 EDI を活用するために、下記の内容についての参考資料として提供されている。

「業務情報」については紙帳票取引で利用されている情報項目をデジタルデータに移行するために国連 CEFACT 標準共通辞書に準拠して抽出した「中小企業共通 EDI メッセージ仕様」を提供する。

「業務連携」と「運用手順」については中小企業共通 EDI 標準に示された相互連携仕様でカバーされていない運用上の問題や、これまでの紙取引をデジタル取引へ移行するための手順をユーザー企業、および IT ベンダー企業に解説する情報を提供している。

また EDI メッセージを交換するための実装方法については「中小企業共通 EDI 標準実装ガイドライン」が参照資料として提供される。（2018 年 3 月公開）

1. 3. 中小企業共通 EDI 標準構成文書の概要

中小企業共通 EDI 標準（初版）は下記の文書で構成される。

- 中小企業共通 EDI 標準（初版）の構成文書
 - ① 中小企業共通 EDI 標準仕様書（初版）
 - ② 中小企業共通 EDI メッセージガイドライン（参考資料）
 - ③ 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン（参考資料）

中小企業共通 EDI の構成本書の概要を次に示す。

(1) 中小企業共通 EDI 標準仕様書 (この文書)

中小企業共通 EDI 標準仕様書 (以下、本仕様書) は異なるベンダー製業務アプリ間の EDI データ交換を保証するための相互連携性仕様を規定している。相互連携性仕様は中小企業への EDI 普及のために、わが国独自の仕様として新しく策定された規定である。中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表 (付表) が提供されている。

(2) 中小企業共通 EDI メッセージガイドライン

メッセージガイドラインは中小企業共通 EDI メッセージ仕様、および当該メッセージを利用して中小企業の紙取引をデジタル取引へ置き換える手順の解説を行っている参考文書である。

メッセージ仕様は国連 CEFAC 標準共通辞書に基づき開発した中小企業共通 EDI メッセージについて記載するとともに、以下の資料を付表として提供している。すなわち中小企業共通 EDI メッセージ辞書・BIE 表 (付表 1)、中小企業共通 EDI コード定義表 (付表 2)、および中小企業共通 EDI 簡易マッピング表 (付表 3) が提供されている。

これまでのメッセージ利用法の解説に加えて、中小企業共通 EDI 検討の経過や今後の普及のために検討すべき課題などについて解説した。

合わせて金融 EDI 連携に伴うメッセージ仕様の見直しと相互連携性仕様についての解説を追加した。

(3) 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン

中小企業共通 EDI を構成する中小企業共通 EDI プロバイダ、および業務アプリの相互連携を実現するための実装方法を IT ベンダー企業へ解説する参考文書である。

1. 4. SIPS 業界横断 EDI 仕様と中小企業共通 EDI 標準の管理・保守

国連 CEFAC のわが国の窓口組織は (一社) 国連 CEFAC 日本国内委員会であり国連 CEFAC -EDI 標準については同委員会の傘下にあるサプライチェーン情報基盤研究会 (以下、SIPS) が管理している。

SIPS はわが国で開発された国連 CEFAC 標準準拠の業界横断 EDI 仕様、およびここに含まれる EDI メッセージ仕様を一元的に登録管理している。SIPS は EDI メッセージ仕様を業種別のドメインに分割し、ドメインごとの管理組織が策定し登録申請した EDI メッセージ仕様を審査して登録している。

中小企業共通 EDI メッセージは SIPS の中小企業ドメインに所属し、国連 CEFAC 標準に準拠して策定されている。中小企業共通 EDI 標準の管理保守は次世代企業間データ連携調査事業事務局が行う。ただし、次世代企業間データ連携調査事業終了後の管理保守体制についてはその方向性を当該事業の成果物において示す。

2. 中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様

2. 1. 相互連携性仕様の必要性

これまでの EDI 導入は発注者と受注者がすでに利用している各社の業務アプリケーション（以下、業務アプリ）間で EDI データを交換するために、接続要件合意形成に長期間の協議が必要であり、さらに合意内容を実装するために既存の業務アプリをカスタマイズする必要があった。しかしこれらの EDI 導入投資は高額であり中小企業の取引量ではバランスしないケースが多く、中小企業の EDI 利用が進まない大きな要因になっていた。

この問題の根本的な解決策は、合意形成のための事前協議とカスタマイズのゼロ化である。中小企業は市販のパッケージアプリやクラウドアプリを利用しており、これらの業務アプリにあらかじめ中小企業共通 EDI 標準相互連携機能が実装されていれば、業務アプリが EDI 連携するためのカスタマイズは不要になる。

また市販のパッケージアプリやクラウドアプリで利用できる情報項目がすべて同じであれば事前協議の必要はなくなり、接続先の業務アプリを意識することなく EDI データ交換が可能になる。

しかし現実には IT ベンダーが商品化している業務アプリはベンダー各社のビジネス戦略により、実装されている情報項目は異なっている。このままの状況では異なるベンダー製業務アプリ間で EDI データ交換を保証することはできない。

中小企業共通 EDI 標準は異なるベンダー製業務アプリ間で EDI データ交換できる相互連携性を重要な要件と位置付けているので、これを実現するためには業務アプリの情報項目の実装に何らかの規定が必要であることが明らかとなった。これまでの EDI がオーダーメイド型であるのに対し、中小企業共通 EDI は EDI の既製服化、またはイージーオーダー化を目指すことになる。

異なるベンダー製業務アプリ間の相互連携性の考え方を図 3.1. に示す。



図表 3.1. 情報項目の実装に違いがある場合のデータ連携（イメージ）

2. 2. 相互連携性標準化のための前提

(1) 相互連携性の対象ドメイン

業務アプリは業種ごとに多様な仕様で開発されており、実装されている情報項目も多様である。そこで業務アプリの相互連携性は対応するドメインに属する業務アプリ間で確保することとした。

中小企業共通 EDI メッセージは中小企業ドメインについて規定されており、業種別サブドメインごとに対応する業種拡張版メッセージを設けている。中小企業共通 EDI 標準相互連携性は中小企業ドメインとサブドメインを対象とする。

(2) 相互連携性の対象共通 EDI プロバイダ

相互連携性の対象となる共通 EDI プロバイダは中小企業共通 EDI 標準業務連携性仕様を実装した中小企業共通 EDI プロバイダとする。当該プロバイダは相互連携性仕様に適合する全ての業務アプリに対応するために、相互連携性仕様に規定する全ての情報項目のデータ交換を可能としなければならない。

(3) 相互連携性の対象業務アプリ

相互連携性の対象業務アプリは商品化され販売されているパッケージ、またはクラウド業務アプリとする。

スクラッチ開発された特注業務アプリや、業界 EDI と接続している業務アプリとの相互連携性については、本標準とは別途に今後関係者間で協議する。本件については中小企業共通 EDI メッセージガイドラインを参照されたい。

(4) 業務アプリの相互連携性レベル

ユーザーにとっては相互連携できる情報項目が多ければ使い易い。一方情報項目を実装する業務アプリにとっては、ユーザーが要求するあらゆる情報項目を扱えるようにすることは難しい。またすでに商品化された業務アプリに情報項目を都度追加実装することはカスタマイズになり、高額の投資が必要になる。

ユーザーと IT ベンダーの相反する要求をバランスさせるためには、業務アプリの相互連携性にレベルを設けることが必要になる。本件については以下に示す。

2. 3. 業務アプリの情報項目の相互連携性区分

相互連携性は業務アプリがインポート、エクスポートして、EDI 送受信できる情報項目の種類が関係する。情報項目の利用頻度を考慮して次のように区分する。

●情報項目の相互連携性区分

- ① 中小企業ドメイン共通必須情報項目：業種を超えた取引に利用する 1 3 情報項目
- ② 中小企業サブドメイン必須情報項目：業種拡張版に追加した必須情報項目
- ③ 中小企業サブドメイン利用情報項目：業種拡張版に追加した利用情報項目

中小企業ドメイン共通必須情報項目は現在紙取引を行っている、すべての取引に共通して利用される情報項目として、注文メッセージについて13項目を抽出した。しかし業種別の取引には業種固有の情報項目が必要であり、業種サブドメイン毎に策定された業種拡張版メッセージの情報項目に必須情報項目を追加することが必要になる。その他、すべてのユーザーが利用するわけではないが、多くのユーザーの利便性が向上する取引プロセス用の情報項目がある。これを業種拡張版の利用情報項目として追加している。例えば受注生産型ビジネスで発生する受注者分納プロセスなどである。この情報項目は中小製造業拡張版へ追加されている。情報項目の相互連携性区分詳細は<付表4>中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表を参照されたい。

本仕様書では業種拡張版の必須情報項目は規定していないが、今後関係者との協議の中で逐次仕様化を進めてゆく。

2. 4. 業務アプリの業務連携性仕様カテゴリー

相互連携性は業務アプリ間の問題であり、業務アプリに実装し EDI で送受信できる情報項目の実装状況により、業務アプリの相互連携性レベルを規定する。具体的には次の基準で業務アプリの実装レベルを定義する。

●業務アプリの相互連携性実装レベル

- ① 実装レベル1：業種拡張版メッセージの必須情報項目を実装
- ② 実装レベル2：業種拡張版メッセージの利用情報項目をすべて実装

業種拡張版メッセージの利用情報項目は<付表4>中小企業共通 EDI 標準相互連携仕様情報項目表を参照されたい。

業務アプリが回答機能を備えているかについても相互連携性に影響する。回答機能の有無により業務アプリを次のように区分する。

●業務アプリの回答機能の有無による区分

- ① 回答機能あり：Aタイプ
- ② 回答機能なし：Bタイプ

これらの基準を組合せると業務アプリの相互連携性は次の4つのカテゴリーに分類される。いずれかのカテゴリーに属する業務アプリは中小企業サブドメイン（業種拡張版）の範囲で必須情報項目の相互連携性が保証されることになる。

情報項目の 実装レベル区分	回答機能あり < Aタイプ >	回答機能なし < Bタイプ >
実装レベル 1	レベル 1 A	レベル 1 B
実装レベル 2	レベル 2 A	レベル 2 B

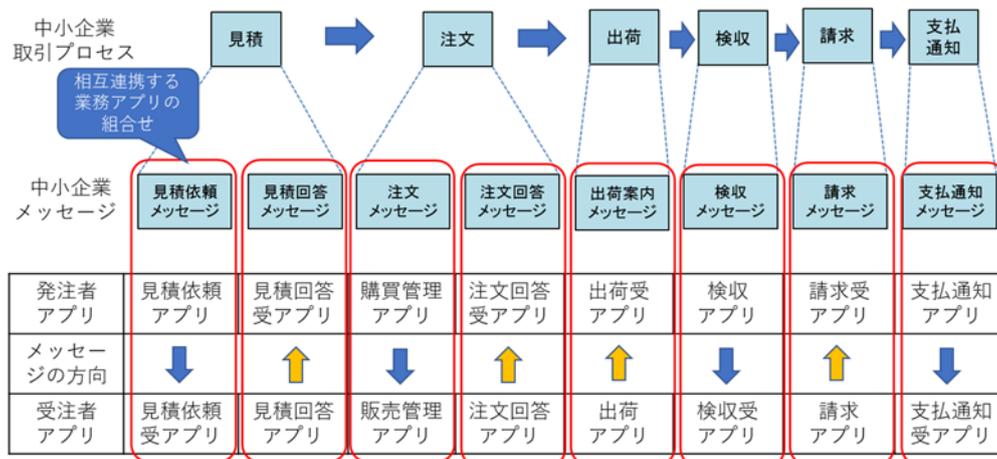
図表 3.2 業務アプリの相互連携性カテゴリー

中小基本取引仕様業種拡張版の実装レベル 1 カテゴリー対応仕様を実装した業務アプリは共通必須情報項目 13 項目について相互連携性が確保される。実装レベル 2 カテゴリー対応仕様を実装した業務アプリは、本仕様書で規定する業種拡張版サブドメイン注文メッセージのすべての情報項目について相互連携性が確保される。

注文メッセージ以外のメッセージについても今後関係者との協議を経て、同様の手順で業務アプリの相互連携性仕様を設定してゆく。

2. 5. 相互連携する業務アプリの組合せについて

相互連携性仕様は取引プロセスのメッセージ毎に発注者の業務アプリと受注者の業務アプリを組み合わせたセットについて規定される。具体的には図表 3.3 に示す業務アプリ間で相互連携性カテゴリーを確認することになる。例えば注文メッセージの場合は発注者の購買管理アプリと受注者の販売管理アプリ間で相互連携性カテゴリーを確認することになる。



図表 3.3 相互連携する業務アプリの組合せ

必須情報項目以外の情報項目はその利用がユーザー企業間の協議に任されている。実装レベル 2 対応の業務アプリはカスタマイズすることなく、簡単な設定だけで相互連携する情報項目の利用ができる工夫が期待されている。

本件については中小企業共通 EDI メッセージガイドライン、および実装ガイドインを参照されたい。

この度のパブリックコメントでは相互連携性仕様については、注文メッセージの情報項目を実装している業務アプリが対象である。その他のメッセージを実装した業務アプリについての相互連携性仕様については今後のバージョンアップで対応する。

2. 6. 相互連携性対応についての登録と公開

ユーザーに相互連携性に関する情報を提供するために、中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様に規定する情報項目を実装する中小企業共通 EDI プロバイダと業務アプリは、下記の情報を標準管理機関へ登録し、公開する。登録、公開の手順については別途に定める。

- 中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様を実装する中小企業共通 EDI プロバイダが登録・公開する情報
 - ① 中小企業共通 EDI プロバイダサービス提供事業者名
 - ② 共通 EDI サービス名
- 中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様を実装する業務アプリが登録・公開する情報
 - ① 業務アプリ提供事業者名
 - ② 業務アプリ商品名、またはサービス名
 - ③ 対応する中小企業サブドメイン（例えば、中小製造業拡張版）
 - ④ 対応する取引プロセス（例えば、注文プロセス）
 - ⑤ 業務アプリの種類（例えば、受注管理アプリなど）
 - ⑥ 相互連携性カテゴリー（例えば、レベル 1A）
 - ⑦ EDI 送受信できる情報項目名

国連 CEFACT 標準準拠
中小企業共通 EDI 標準
相互連携性情報項目表
<ver0.2_r2_draft_2017-12-11>

2017-12-11 ver0.2_r2_draft

中小企業共通EDI標準相互連携仕様情報項目表v0.2_r2_draft_2017-12-11<注文アプリ>

●記号説明

◇	中小企業ドメイン共通の必須情報項目
◆	業種拡張版ドメインの必須情報項目
□	業種拡張版ドメインが利用する情報項目
空白	利用しない情報項目

中小企業共通EDI標準メッセージ辞書・BIE表 ver.0.2_draft 2017-11-24<注文>より引用

行番号	ヘッダ/明細	国連EDIFACT BIE辞書ID番号 パスは省略して記載	中小企業共通EDIメッセージ辞書		業界横断v4.0 基本仕様	中小企業共通EDI拡張版 必須・推奨区分					金融EDI対応
			項目名	項目定義		必須共通	中小基本取引仕様	中小汎用取引仕様	中小製造業取引仕様	中小PJ取引仕様	
			135		35	13	42	90	114	103	
1	ヘッダ部	UN01006518	注文書番号	発注者が注文書特定のために付番する管理番号。	*	◇	◇	◇	◇	◇	発注番号
2	ヘッダ部	UN01006519	注文書名	発注者が注文書に付与した文書名称	*		□	□	□	□	契約名
3	ヘッダ部	UN01006520	注文書タイプコード	注文のタイプ(確定/予約/予約済確定など)を管理するために発注者が附番したコード			□	□	□	□	
4	ヘッダ部	UN01006521	注文書発行日	発注者が注文を行った日付、または注文書の書面上の発行日付。	*	◇	◇	◇	◇	◇	
5	ヘッダ部	UN01006524	注文状態区分コード	発注者が注文の状態(新規、変更、取消、打ち切り)を管理するために付番した区分コード	*		□	□	□	□	
6	ヘッダ部	UN01006525	注文書改定日	注文書を改訂した日付			□	□	□	□	
7	ヘッダ部	UN01006528	注文履歴番号	注文書の変更履歴を管理する番号。	*		□	□	□	□	
8	ヘッダ部	UN01005558	注文注釈表題	注釈内容の表題を示す。			□	□	□	□	
9	ヘッダ部	UN01005560	注文注釈内容	注釈表題ごとの内容情報を入力するフリースペース。	*		□	□	□	□	
10	ヘッダ部	UN01005757	受注者コード	注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等を表す発注者が付与した企業コード。	*	◇	◇	◇	◇	◇	受取人企業法人コード
11	ヘッダ部	UN01005758	受注者国際企業コード	注文を受ける企業を表す国際企業コード。			□	□	□	□	
12	ヘッダ部	UN01005759	受注者名称	注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等を表す名称。		◇	◇	◇	◇	◇	受取人企業名
13	ヘッダ部	UN01005719	受注者部門コード	受注者の受注部門を表すコード	*		□	□	□	□	
14	ヘッダ部	UN01005720	受注者担当名	受注者の受注担当を表す名称	*		□	□	□	□	
15	ヘッダ部	UN01005721	受注者部門名	受注者の受注部門を表す名称			□	□	□	□	
16	ヘッダ部	UN01005860	受注者電話番号	受注者の電話番号。			□	□	□	□	受取人企業連絡先電話番号
17	ヘッダ部	UN01005860	受注者FAX番号	受注者のFAX番号			□	□	□	□	
18	ヘッダ部	UN01005858	受注者メールアドレス	受注者の電子メールアドレス。			□	□	□	□	
19	ヘッダ部	UN01005689	受注者郵便番号	受注者の郵便番号。			□	□	□	□	
20	ヘッダ部	UN01005692	受注者住所	受注者の住所。			□	□	□	□	
21	ヘッダ部	UN01005757	発注者コード	注文を行う企業/工場・事業所・事業部門等を表す発注者が付与した企業コード。	*	◇	◇	◇	◇	◇	
22	ヘッダ部	UN01005758	発注者国際企業コード	注文を行う企業を表す国際企業コード。			□	□	□	□	
23	ヘッダ部	UN01005759	発注者名称	注文を行う企業/工場・事業所・事業部門等を表す名称。	*	◇	◇	◇	◇	◇	
24	ヘッダ部	UN01005719	発注者部門コード	発注者の発注部門を表すコード	*		□	□	□	□	
25	ヘッダ部	UN01005720	発注者担当名	発注者の発注担当の名称			□	□	□	□	
26	ヘッダ部	UN01005721	発注者部門名	発注者の発注部門を表す名称			□	□	□	□	
27	ヘッダ部	UN01005860	発注者電話番号	発注者の電話番号。			□	□	□	□	
28	ヘッダ部	UN01005860	発注者FAX番号	発注者のFAX番号。			□	□	□	□	
29	ヘッダ部	UN01005858	発注者メールアドレス	発注者の電子メールアドレス。			□	□	□	□	
30	ヘッダ部	UN01005689	発注者郵便番号	発注者の郵便番号。			□	□	□	□	
31	ヘッダ部	UN01005692	発注者住所	発注者の住所。			□	□	□	□	
32	ヘッダ部	UN01005580	(参照)見積回答書番号	この注文書が参照する見積回答書特定のために見積回答者が付番した管理番号。							
33	ヘッダ部	UN01005582	(参照)見積回答書発行日	この注文書が参照する見積回答書に見積回答者が記載した見積回答を行った日付、または見積回答書の書面上のこの注文書が参照する見積回答書に見積回答者が見積回答の状態(新規、変更、取消)を管理するために付番した注文書が参照する見積回答書の変更履歴を管理する番号。							
34	ヘッダ部	UN01005583	(参照)見積回答状態区分コード	この注文書が参照する見積回答書に見積回答者が見積回答の状態(新規、変更、取消)を管理するために付番した注文書が参照する見積回答書の変更履歴を管理する番号。							
35	ヘッダ部	UN01005588	(参照)見積回答履歴番号	この注文書が参照する見積回答書が見積回答書に付与した情報							
36	ヘッダ部	UN01006415	(参照)見積回答書情報	見積回答のタイプを管理するために見積回答者が付番したコード							
37	ヘッダ部	UN01009672	(参照)見積回答書タイプコード	見積回答のタイプを管理するために見積回答者が付番したコード							
38	ヘッダ部	UN01005757	関係企業コード	商社経由取引などで注文に関する企業(エンドユーザー、代理店など)を示すコード			□	□	□	□	
39	ヘッダ部	UN01005759	関係企業名	商社経由取引などで注文に関する企業(エンドユーザー、代理店など)の名称			□	□	□	□	
40	ヘッダ部	UN01005719	関係企業部門コード	関係企業の担当部門コード							
41	ヘッダ部	UN01005720	関係企業担当者名	関係企業の担当者の氏名			□	□	□	□	
42	ヘッダ部	UN01005721	関係企業部門名	関係企業の担当部門名			□	□	□	□	
43	ヘッダ部	UN01006744	関係企業役割区分コード	関係企業の役割(エンドユーザー、代理店、請求先など)を特定する区分コード			□	□	□	□	
44	ヘッダ部	UN01000372	プロジェクト番号	発注品に関するプロジェクト・工事案件等を管理するための番号。			□	□	□	□	

行番号	ヘッダ/明細	国連CEFACT BIE 辞書ID番号 パスは省略して記載	中小企業共通EDIメッセージ辞書		業界横断 v4.0	中小企業共通EDI拡張版 必須・推奨区分					金融EDI対応
			項目名	項目定義	基本仕様	必須共通	中小基本取引仕様	中小汎用取引仕様	中小製造業取引仕様	中小PJ取引仕様	
45	ヘッダ部	UN01000374	プロジェクト名	発注品に関するプロジェクト・工事業件等の名称。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
46	ヘッダ部	UN01011494	検収条件タイプコード	プロジェクト・工事業件の検収条件（工事完成基準、工事進行基準）を区分するコード						<input type="checkbox"/>	
47	ヘッダ部	UN01011495	検収条件	プロジェクト・工事業件の検収条件を示す文言						<input type="checkbox"/>	
48	ヘッダ部	UN01001904	着工日	プロジェクトの着工日						<input type="checkbox"/>	
49	ヘッダ部	UN01001905	竣工日	プロジェクトの竣工日						<input type="checkbox"/>	
50	ヘッダ部	UN01005757	納入先コード	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
51	ヘッダ部	UN01005758	納入先国際企業コード	納入先企業を表す国際企業コード。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
52	ヘッダ部	UN01005759	納入先名称	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等の名称	*		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
53	ヘッダ部	UN01005719	納入先部門コード	納入先の担当部門コード	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
54	ヘッダ部	UN01005720	納入先担当者名	納入先の担当者の氏名	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
55	ヘッダ部	UN01005721	納入先部門名	納入先の担当部門名	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
56	ヘッダ部	UN01005725	納入先担当者コード	納入先の担当者コード	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
57	ヘッダ部	UN01005860	納入先電話番号	納入先の電話番号	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
58	ヘッダ部	UN01005689	納入先郵便番号	納入先の郵便番号	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
59	ヘッダ部	UN01005692	納入先住所	納入先の住所	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
60	ヘッダ部	UN01005757	出荷元コード	出荷元の企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
61	ヘッダ部	UN01005759	出荷元名称	出荷元の企業/工場・事業所・事業部門等の名称				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
62	ヘッダ部	UN01005627	作業番号	作業を識別するために付与した番号						<input type="checkbox"/>	
63	ヘッダ部	UN01005628	代表納期	プロジェクトなどの代表納期				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
64	ヘッダ部	UN01005629	配送区分コード	発注品の配送条件（直送など）を識別するコード				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
65	ヘッダ部	UN01005630	配送条件	配送区分の内容の説明文				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
66	ヘッダ部	UN01006574	通貨コード	通貨の種類を示すコード。	*				<input type="checkbox"/>		
67	ヘッダ部	UN01005834	消費税込区分コード	発注金額に消費税を含めるか、含めないかを表すコード				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
68	ヘッダ部	UN01005783	支払条件	商取引上の支払方法等の支払い条件に関して発注者が提示する文言。	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
69	ヘッダ部	UN01005786	支払方法	商取引上の支払方法を識別するための識別子						<input type="checkbox"/>	
70	ヘッダ部	UN01006595	注文合計金額	発注明細金額（税抜き）の合計金額。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
71	ヘッダ部	UN01006599	合計税額	発注明細消費税額の合計金額。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
72	ヘッダ部	UN01006601	税込み注文合計金額	税込み明細発注金額の合計金額。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
73	明細部	UN01006603	注文明細行番号	複数明細発注の行番号。明細発注を特定するためには注文番号との複合キーで特定する。	*	◇	◇	◇	◇	◇	行番号
74	明細部	UN01006605	注文明細状態区分コード	発注者が注文明細の状態（新規、変更、取消、打ち切り）を管理するために付番した区分コード				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
75	明細部	UN01011490	注文明細番号	複数明細発注の場合に明細ごとの発注を特定するために付与した番号。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
76	明細部	UN01005558	注文明細注釈表題	明細注釈内容の表題を示す。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
77	明細部	UN01005560	注文明細注釈内容	明細注釈表題ごとの内容情報を入力するフリースペース。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
78	明細部	UN01009672	注文明細タイプ区分コード	注文書明細の注文タイプ（一般品、特注品など）を管理するために発注者が付番したコード				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
79	明細部	UN01005580	(参照)見積回答明細番号	複数明細発注の場合に明細ごとの発注を特定するために発注者が付与した明細番号。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
80	明細部	UN01005583	(参照)見積回答明細状態区分コード	この注文書が参照する見積回答明細に見積回答者が見積明細の状態（新規、変更、取消、打ち切り）を管理するために付番した明細番号。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
81	明細部	UN01006415	(参照)見積回答明細参照情報	この注文書が参照する見積回答明細に見積回答者が付与した参照情報				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
82	明細部	UN01005580	エンドユーザー注文番号	商社経由取引などで最終得意先が発注明細に付与した注文番号				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
83	明細部	UN01005586	受注タイプ区分コード	発注者の得意先からの受注タイプ（単品受注、PJ受注など）を識別するために付与するタイプコード				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
84	明細部	UN01005791	単価区分コード	単価の種類（確定、仮）を示す区分コード	*			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
85	明細部	UN01005792	注文単価	発注者が提示した明細発注品の1単位あたりの取引単価（税抜き）。	*	◇	◇	◇	◇	◇	単価
86	明細部	UN01005749	納入条件	納入条件についての説明						<input type="checkbox"/>	
87	明細部	UN01006632	注文数量	発注者が提示した明細発注品の数量。	*	◇	◇	◇	◇	◇	数量
88	明細部		数量単位名	注文数量の単位名称		◇	◇	◇	◇	◇	
89	明細部	UN01011492	入り数	1パッケージ当たりの数量。「入り数」が示された場合、1回の納入当たりのバラ数量や1発注当たりのバラ数				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
90	明細部	UN01005757	明細納入先コード	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード						<input type="checkbox"/>	
91	明細部	UN01005758	明細納入先国際企業コード	納入先企業を表す国際企業コード。						<input type="checkbox"/>	
92	明細部	UN01005759	明細納入先名称	納入先の企業/工場・事業所・事業部門等の名称						<input type="checkbox"/>	
93	明細部	UN01005720	明細納入先担当者	明細納入先の担当者名						<input type="checkbox"/>	

